

【事案Ⅱ－7】年金共済金請求

・ 平成 24 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

平成 7 年の年金共済契約時の受取年金試算総額より、実際受取る年金総額が少ないとの主張および掛金払込方法の変更による年金受取総額の減少を不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人に対して、年金共済の受取年金総額 1,388 万円の計算金額より諸般の変遷を勘案の上減額した金額 1,300 万円の支払いを求める。

- (1) 平成 7 年の契約時は、パンフレットもなく、申立人は、パンフレットのコピーに基づいて説明を受け、その後、ファクス送信された設計書と想定受取額試算が送られてきて、受取年金総額 1,388 万円ということで共済契約を締結した。設計書等に小さな字で書いてある「将来のお受取額をお約束するものではない」との注意書きは読み取れないし、説明もなかった。以上から、設計書等に記載された年金総額 1,388 万円（但し本件申立では年金総額 1,300 万円に減額）が請求できる。
- (2) 平成 14 年に掛金の月払いを残掛金一括支払いに変更したが、その時に被申立人が計算した掛金をいわれるままに支払ったが、年金額が 107 万 9,000 円から 106 万円に減額となるという説明は一切聞いていない。従って、当該契約内容の変更は無効である。

<共済団体の主張>

- (1) 年金受取総額は、契約年金額総額（本件の場合 106 万円×10 年分）及び年金受取開始時点までの割戻金（据置割戻金）及びそれ以降 1 年ごとに加算される割戻金の合計額であり、割戻金は各年度毎の運用実績により変動するものであり、契約時の設計書の試算額は支払いを約束した金額ではない。従って、設計書等に「実際の割戻率は資産運用の実績等により、毎年変動し、お受取額等もそれに応じて増減します。従いまして、将来のお受取額をお約束するものではありませんのでご注意願います。」と表示している。

設計書等に記載された文字が見えにくい点については、ファックス感熱紙のため経年劣化したものであり、契約当時は判読可能であったと考える。従って、主契約年金額 106 万円及び年金共済約款所定の割戻金による増額年金を加算した金額が申立人の受け取ることができる年金額

である。

- (2) 平成 14 年の契約内容異動については、申立人要望の掛金を全期前納にするためには、その前提として月払から年 1 回払いに変更する必要があり、その場合は共済掛金建特約が解除され、契約年金額が 2 万円単位で千円以下の端数を切りすてた金額に変更されることになるため、契約年金額が 107 万 9,000 円から 106 万円になったものであり、この点については、担当者が説明したと思われる。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、以下のとおり、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

申立人は、設計書等に記載された年金総額 1,388 万円が請求できると主張（但し本件申立では年金総額 1,300 万円に減額しての申立となっている）しているが、次の理由から、申立人が請求できる年金額は、主契約年金額 106 万円及び年金共済約款所定の割戻金による増額年金を加算した金額であると判断する。

(1) 契約時の年金額について

- ① 本件では、契約時の 1 か月後の平成 7 年 4 月から、年金額の切下げがなされることになっていたので、パンフレットが品切れ状態であり、パンフレットのコピーおよび FAX で送られた設計書等に基づいて説明を受け、本件年金共済契約が締結されたものと認められ、そこには、「掛金月額 30,000 円」で「契約年金額約 1,079 千円」、「受取年金総額約 1,388 万円（うち契約年金総額約 1,079 万円）」の記載があるが、注意書きとして「実際の割戻率は資産運用の実績等により、毎年変動し、お受取額等もそれに応じて増減します。従いまして、将来のお受取額をお約束するものではありませんのでご注意願います。」との記載もなされている。
- ② この時の共済証書は証拠として提出されていないが、主契約年金額 107 万 9,000 円、支払期間 10 年間、掛金月 3 万円と記載されていたものとみられ、その内容のとおり年金共済契約が締結されたものとみるべきである。
- ③ この点について、申立人は、設計書等に記載され説明を受けたとおりの受取年金総額約 1,388 万円が支払われるべきであり、上記注意書きは小さくて読み取れないと主張しているが、上記注意書きが読み取れたか否かとは関係なく、主契約年金額 107 万 9,000 円、支払期間 10

年間、掛金月 3 万円の内容の年金共済契約が成立したものと解すべきものである。

④ 元来、約款により定型的・画一的に多数人を相手として販売される金融商品については、一部の契約者との間で約款に存しない内容の契約が成立することは想定し難いし、また、一部の契約者にのみ約款上は認められていない利益を与える合意をすることは、むしろ他の契約者との公平上、特段の事情のない限り禁じられていると解さねばならないからである。

⑤ 本件においても、申立人に対して、申立人が支払った共済掛金に対応する共済年金額を超える共済年金額を受領できる権限を与えることは、仮に被申立人において口頭または文書による説明の懈怠ないし義務違反があった場合であっても、他の契約者との公平を害することになり許されるべきではない。

⑥ 従って、仮に説明義務違反がある場合であっても、それに基づく損害賠償責任が被申立人に生じうるか否かはともかく、上記のとおり、共済証書記載の共済年金額の契約が成立したものとみるべきである。

(2) 平成 14 年契約内容異動の有効性について

① 主契約の年金額が 107 万 9,000 円から 106 万円に減額となった被申立人における処理は、被申立人の主張どおり、掛金を全期前納にするためには、その前提として月払から年 1 回払いに変更する必要がある、その場合は共済掛金建特約が解除され、契約年金額が 2 万円単位で千円以下の端数を切捨てた金額に変更されることになるため、契約年金額が 107 万 9,000 円から 106 万円になった経緯であると認められるが、申立人がそのことを知っていたか否かについては争いがある。

② 申立人が受け取ったことを認めている証拠書類には満期共済金額として 106 万円と記載されており、共済証書にもその記載がされていたとみられる（但し、申立人は、この時の契約内容異動を記載した共済証書を受け取っていないと主張している）。この時に、主契約の年金額減額についての説明を受けたか否かは明らかではない。申立人は、この時、掛金を全期前納に変更することを望んでいたが、掛金の多少の減少を伴うにしても年金額の減額を望んでいたとは推認できない。従って、このような場合には、申立人が、全期前納に変更するか、もしくは、月払いを継続するかについての選択をするために、年金額の減額が生じることなどに関して、被申立人から申立人に対する十分な説明が必要とされるが、その点に関して、被申立人の説明が十分でなかった可能性を否定できない。

- ③ しかしながら、上記（１）で述べたのと同じように、本件では、客観的には主契約の共済年金額が 106 万円で契約内容異動が成立していることから、仮に申立人が従前の共済年金額である 107 万 9,000 円を共済年金額であると主観的に考えていたとしても、共済契約者間における公平の観点から、変更された共済掛金額に対応する共済年金額を超える共済年金額を認めることはできないものであるから、申立人から被申立人に対して説明不足等に基づく損害賠償ができるか否かはともかく、共済年金額は 106 万円に変更されたものと解すべきものである。
- ④ 従って、平成 14 年に契約内容異動がなされ、その際、主契約の年金額が 107 万 9,000 円から 106 万円に減額されているが、申立人は減額となることを知らず、この契約内容異動は無効であると主張しているが、当審議会は次の理由から、平成 14 年に、契約内容異動がなされ、その際、主契約の年金額が 107 万 9,000 円から 106 万円に減額されたと判断する。